

環 境 委 員 会 資 料

平 成 2 7 年 8 月 2 7 日

平 成 2 7 年 第 4 回 定 例 会 提 出 議 案 資 料

議 案 第 1 2 7 号

川 崎 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て

資 料 : 川 崎 市 乗 合 自 動 車 乗 車 料 条 例 新 旧 対 照 表

参 考 資 料 : 回 数 乗 車 券 の 見 直 し に つ い て

交 通 局

川崎市乗合自動車乗車料条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市乗合自動車乗車料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年12月15日条例第44号</p> <p>第1条 本市乗合自動車に乗車する者は、この条例に定めるところにより料金を支払わなければならない。ただし、旅客（6歳未満の者を除く。以下この条において同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者については、旅客1人につき2人までを無料とし、1歳未満の者については、無料とする。</p> <p>第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 210円 小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 110円</p> <p>(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円 小児 1乗車につき 60円</p> <p>(3) 回数乗車料金 回数乗車券 210円券 <u>28枚つづり 5,000円</u> <u>110円券10枚つづり 1,000円</u> 60円券23枚つづり 1,000円</p> <p>(4) 定期乗車料金 通勤定期乗車券 1箇月 9,200円 3箇月 26,220円 6箇月 49,680円 特殊通勤定期乗車券 1箇月 6,440円 3箇月 18,350円 6箇月 34,780円 通学定期乗車券（甲） 1箇月 7,300円 3箇月 20,810円</p>	<p>○川崎市乗合自動車乗車料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年12月15日条例第44号</p> <p>第1条 本市乗合自動車に乗車する者は、この条例に定めるところにより料金を支払わなければならない。ただし、旅客（6歳未満の者を除く。以下この条において同じ。）が同伴する1歳以上6歳未満の者については、旅客1人につき2人までを無料とし、1歳未満の者については、無料とする。</p> <p>第2条 乗車料金及び乗車券の種類は、次の範囲内とする。</p> <p>(1) 普通乗車料金 大人（12歳以上の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 210円 小児（12歳未満の者をいう。以下同じ。） 1乗車につき 110円</p> <p>(2) 特殊乗車料金 大人 1乗車につき 110円 小児 1乗車につき 60円</p> <p>(3) 回数乗車料金 回数乗車券 210円券 <u>23枚つづり 4,000円</u> <u>210円券11枚つづり 2,000円</u> 110円券 <u>23枚つづり 2,000円</u> 60円券23枚つづり 1,000円</p> <p>(4) 定期乗車料金 通勤定期乗車券 1箇月 9,200円 3箇月 26,220円 6箇月 49,680円 特殊通勤定期乗車券 1箇月 6,440円 3箇月 18,350円 6箇月 34,780円 通学定期乗車券（甲） 1箇月 7,300円 3箇月 20,810円</p>

6 箇月 39,420円
通学定期乗車券（乙） 1 箇月 2,400円
3 箇月 6,840円
6 箇月 12,960円

特殊通学定期乗車券（甲） 1 箇月 5,110円
3 箇月 14,570円
6 箇月 27,590円

特殊通学定期乗車券（乙） 1 箇月 1,680円
3 箇月 4,790円
6 箇月 9,070円

2 交通局長は、他の運輸機関との協定により、相互に乗車できる前項第3号に規定する種類の回数乗車券（以下「共通回数乗車券」という。）を発行することができる。

3 交通局長は、他の運輸機関と競合する運転区間のうち、協定により相互に乗車できる区間に使用できる第1項第4号に規定する種類の定期乗車券（以下「共通定期乗車券」という。）を発行することができる。

4 第2項に規定する共通回数乗車券の料金については第1項第3号に規定する種類の回数乗車券に応じた料金を、前項に規定する共通定期乗車券の料金については第1項第4号に規定する種類の定期乗車券に応じた料金を適用する。

5 交通局長において必要と認めるときは、第1項から第3項までに規定する種類以外の乗車券を発行することができる。

第2条の2～第10条 略

附 則（平成27年 月 日条例第 号）

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

6 箇月 39,420円
通学定期乗車券（乙） 1 箇月 2,400円
3 箇月 6,840円
6 箇月 12,960円

特殊通学定期乗車券（甲） 1 箇月 5,110円
3 箇月 14,570円
6 箇月 27,590円

特殊通学定期乗車券（乙） 1 箇月 1,680円
3 箇月 4,790円
6 箇月 9,070円

2 交通局長は、他の運輸機関との協定により、相互に乗車できる前項第3号に規定する種類の回数乗車券（以下「共通回数乗車券」という。）を発行することができる。

3 交通局長は、他の運輸機関と競合する運転区間のうち、協定により相互に乗車できる区間に使用できる第1項第4号に規定する種類の定期乗車券（以下「共通定期乗車券」という。）を発行することができる。

4 第2項に規定する共通回数乗車券の料金については第1項第3号に規定する種類の回数乗車券に応じた料金を、前項に規定する共通定期乗車券の料金については第1項第4号に規定する種類の定期乗車券に応じた料金を適用する。

5 交通局長において必要と認めるときは、第1項から第3項までに規定する種類以外の乗車券を発行することができる。

第2条の2～第10条 略

回数乗車券の見直しについて

見直し前後の比較

現行（平成26年4月改定）				平成28年4月以降				
券種	内 訳	利用額	割引率	券種	内 訳	利用額	割引率	
4,000円 (大人用)	210円券×23枚	4,830円	17.2%	統合	5,000円 (大人用)	210円券×28枚	5,880円	15.0%
2,000円 (大人用)	210円券×11枚	2,310円	13.4%					
2,000円 (小児用)	110円券×23枚	2,530円	20.9%	変更	1,000円 (小児用)	110円券×10枚	1,100円	9.1%
1,000円 (小児特殊)	60円券×23枚	1,380円	27.5%					
1,850円 (通信大人)	210円券×11枚	2,310円	19.9%	据置き	1,850円 (通信大人)	210円券×11枚	2,310円	19.9%
2,020円 (通信特殊)	110円券×23枚	2,530円	20.2%					
1,000円 (小児特殊)	60円券×23枚	1,380円	27.5%					
2,020円 (通信特殊)	110円券×23枚	2,530円	20.2%		2,020円 (通信特殊)	110円券×23枚	2,530円	20.2%

※ 障害児、通信制学生を対象とした券種は、社会的弱者等への配慮から、交通局のCSRとして現状継続

他事業者の状況

	発売額	利用額	割引率	内 訳	用 途
横浜市	5,000円	5,850円	14.5%	220円×26枚、110円×1枚、10円×2枚	大人用
	1,000円	1,100円	9.1%	110円×10枚	小児用
	4,680円	5,850円	20.0%	220円×26枚、110円×1枚、10円×2枚	通信制学生用
東京都	5,000円	5,850円	14.5%	210円×27枚、180円×1枚	大人用
	1,000円	1,100円	9.1%	110円×10枚	小児用
	1,000円	1,100円	9.1%	90円×12枚、20円×1枚	学バス(小児)用

※ 臨港バス、東急バス、小田急バスについては、回数券を発売していない。

発売終了時期：(臨港バス) 平成26年4月 (東急バス) 平成25年12月 (小田急バス) 平成8年度末